

ふなばし健やかプラン 21(第3次)(案)に対する意見募集(パブリック・コメント)の結果について

1	意見募集期間	令和6年 12 月 15 日(日曜日)～令和7年 1 月 14 日(火曜日)
2	提出者数	5 名 (オンライン申請:2名、メール:2名、持参:1 名)
3	意見数	9件

No.	意見募集 (案)頁	計画頁	意見の趣旨	市の考え方
1	【第3章】 P19	【第3章】 P19	「(3)年代別死因順位」の表に単位がありませんが、単位は「人口 10 万対」でしょうか。	ご意見を踏まえ、表の右上に「単位:人」と追記します。
2	【第4章】 P63～ P65	【第4章】 P62～ P64	CKD 対策についてコメントさせていただきます。 糖尿病の指標は「HbA1c 8.0%以上の者の割合の減少」、COPD の指標は「COPD の死亡率(人口 10 万人当たり)」とわかりやすいのですが、CKD の指標が「CKD保健指導対象者率(国保) (45≦eGFR<60(ml/分/1.73 m²)かつ尿蛋白(-)及び45≦eGFR(ml/分/1.73 m²)かつ尿蛋白(±))」とありますが、これはおかしくないでしょうか。 eGFR 45未満の方や尿蛋白+以上の方を指標としていないので、上記の対象者率が下がったとしても、CKD の悪化を防止できているとは言えないと思います。 代わりに提案できるアウトカムとして、以下の指標はいかがでしょうか。 ・透析患者数の減少 ・eGFR 30 未満の者の減少 ・尿蛋白+以上の者の減少 ・年間 eGFR の低下率がある一定数以上の者の割合の減少 大きな目標としては透析導入者の減少ですが、船橋市民の透析導入者数を把握するのが、割と難しいということは承知しています。 ご検討よろしく願いいたします。	当該指標は、千葉県の「健康ちば21(第3次)」におけるCKD(慢性腎臓病)の指標「CKD 保健指導対象者率の減少(国保)」に倣って設定したものです。 また、本計画の指標の選定においては、EBPM(証拠に基づく政策形成)に基づくものであること、個人及び団体が実行可能性のある目標をできるだけ少ない数に設定すること、計画期間中、安定して確実にデータ収集することができ、モニタリングが可能であることなどを基準に、広く市民や団体の皆様に取り組んでいただける指標を選定しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 なお、CKD 重症化予防につきましては、関連計画の「船橋市国民健康保険 保健事業実施計画(データヘルス計画)・特定健康診査等実施計画」において推進している糖尿病性腎症重症化予防対策と CKD 対策によって、今後も人工透析の新規患者数の減少を目指し、取り組んでまいります。

No.	意見募集 (案)頁	計画頁	意見の趣旨	市の考え方
3	【第4章】 P27～ P85	【第4章】 P27～ P83	香害、化学物質過敏症についても記載をお願いします。 化学物質過敏症は障害年金の対象にもなっています。近年は香害(柔軟剤などの香料が含む化学物質による健康被害)による発症者が増えています。 私は、総合教育センターや年金事務所を訪れた際、トイレの芳香剤で腹痛が起きました。不特定多数の市民が利用する場に、芳香剤は不要です。 もし、乳児や障害のある方などであれば、香料による苦しさがあっても上手く説明はできないと思います。理解促進をお願い致します。 誰もが健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を心から求めています。化学物質過敏症患者は健康被害に苦しむだけではなく、周囲の無理解に孤立し、追い詰められ、自死を選択する人もいます。香料があつて困る(苦しむ)市民がいます。万人に安全と言い切れる人工香料はありません。「健康のためにタバコ、お酒を減らそう」のように「香料を減らそう、日用品を見直そう」と案内していただきたいです。空気中の化学物質が体内に取り込まれ健康に影響を与えているのだとの周知につながります。	本市では、香りに困っている方について市ホームページ等にて周知及び配慮を呼び掛けており、また、本計画案では「健康」を単に病気がないということだけではなく、自分自身が感じられるもので、日々自分らしく生きがいを持って生活できる状態とし、第4章の6において、「個人の行動と健康状態の改善に加えて、個人を取り巻く社会環境の質の向上を図ることが重要」であることを明記しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 今後もいただいたご意見を参考に社会環境の質の向上に関する取組を推進してまいります。
4	【第5章】 P89	【第5章】 P87	(1)の「①自殺者数の推移」の単位は「人」ですが、「②自殺死亡率の推移」の単位は「人口10万対」ですので、本文の「自殺死亡率は、16.1」を「自殺死亡率は、人口10万対16.1」とした方がわかりやすいと思います。	ご意見を踏まえ、「自殺死亡率」に関する説明文につきましては、単位がわかるように、すべて「人口10万人当たりの自殺による死亡者数である自殺死亡率」に修正します。

No.	意見募集 (案)頁	計画頁	意見の趣旨	市の考え方
5	【第5章】 P91	【第5章】 P89	「(4)原因・動機別の状況」と「(5)自殺未遂者の状況」の間に、P95 の「(9)主な自殺者の特徴」を挿入した方が項目前後のつながりがよいと思います。	ご意見いただきました第5章の「1 船橋市の自殺を取り巻く現状」につきましては、(1)～(8)までを自殺者などの統計データ、(9)を統計データに基づく JSCP(いのち支える自殺対策推進センター)の分析、(10)を市民意識調査の結果と、3つのカテゴリーで構成しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
6	【第5章】 P94	【第5章】 P92	(8)の「①子ども・若者の自殺者数」の数値が市のものなのか全国のものなのか判断しにくいので、説明文に「国の統計では～」を記載した方がわかりやすいと思います。	ご意見いただきました (8)の「①子ども・若者の自殺者数」は、本市の数値になります。 ご意見を踏まえ、比較しやすいように、千葉県と全国の数値を加え、また表タイトルに「(船橋市・千葉県・全国)」を追記します。
7	【第5章】 P107	【第5章】 P104	「市の主な取組」の「おくやみコーナー」の事業内容に、「よりスムーズに」とありますが、このような言葉は計画書に馴染まないと思います。	ご意見を踏まえ、当該文言を削除します。
8	【第5章】 P89～ P124	【第5章】 P87～ P121	若者のメンタルヘルスや自殺の対策として、ユースクリニックがあったらいいなと思いました。以下念のためですが、ユースクリニックとは、スウェーデンの取り組みが有名で、若者専用の場で、体や性、メンタルヘルスや人間関係などについて、医師や看護師に相談できるものです。 費用のことを考えれば、いきなり市でユースクリニックをつくるというのは難しいことをわかったうえで意見提出しているのですが、ユースクリニックの視点が施策に入っていたら、という思いを込めて、提出させていただきます。	本計画案の「第5章 自殺対策の推進【自殺対策計画】」の「【重点施策1】子ども・若者への支援」において、「関係機関と連携し、自殺リスクの早期発見に努め、子ども・若者への支援に取り組む」ことを記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 若者のメンタルヘルス対策や自殺対策は重要ですので、いただいたご意見を参考に、今後も心身の健康についての相談窓口の充実や周知・啓発を行ってまいります。

No.	意見募集 (案)頁	計画頁	意見の趣旨	市の考え方
9	【第4章・ 第5章】 P27～ P124	【第4章・ 第5章】 P27～ P121	総合目標を達成するため、ふなばし健やかプラン21に以下の2点を追加していただければ幸いです。 1. 腰痛や肩こりなどの身体愁訴への対策 厚生労働省の調査では、男女共に「腰痛」と「肩こり」が最も多い身体の悩みであると報告されています。これらは肥満や運動不足と関連し、生活習慣病の予防・重症化防止といった市の目標にもつながる重要な課題です。 さらに、身体愁訴は高ストレス者と密接に関係していることが学術的に報告されています。具体的には、高ストレス者ほど腰痛や肩こりを訴える頻度が高いというデータがあり、メンタルヘルスや社会環境がこれらの症状に影響を与えることも示されています。このような関係性から、身体愁訴を相談のきっかけにすることで、メンタルヘルス対策に繋げることが可能であると考えています。高ストレス者の対策としては産業医面談が一般的ですが、ある報告によると利用率はわずか 2.3%に留まっているとされています。このことから、身体の不調という比較的相談しやすいテーマを入り口とする仕組みを整備することが有用です。実際に改善していく際には、「認知行動療法」が重要な役割を果たすと感じています。 2. 健康経営の推進強化 健康経営の強化は、市民の健康寿命延伸や生産年齢人口の増加に寄与する重要な取り組みです。以下の理由から、さらに充実させていただきたいと考えます。 ・個人の健康管理の限界：ヘルスリテラシーの高低により健康行動に差があり、職場単位での健康支援が不可欠です。 ・現役世代の生活習慣の影響：私の工作上 80 歳代の方と接する機会が多く、現役世代の生活習慣が老後の健康寿命に大きく関与していることを実感しているためです。職場での健康支援が将来的な健康寿命延伸につながると考えています。 ・自殺死亡者の減少：職場における健康経営の推進は、メンタルヘルス不調者の早期発見や支援体制の強化につながる可能性が高いです。 これらの取り組みを通じて、船橋市が市民の健康増進に一層寄与することを願っております。	ご意見いただきました「1.」につきまして、「身体愁訴」は第4章の「4 生活習慣の改善」や「5 生活習慣病の発症予防・重症化予防」の全般に関係することから、その対策は関連分野の取組に包含されているものと考えております。 また、「2.」につきましては、第4章の「6 社会環境の質の向上」の指標及び市の主な取組として「健康経営の推進」を掲載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。 今後もいただいたご意見を参考に心身の健康づくりの取組の充実に努めてまいります。